

令和 7 年度 練馬区子育てスタート応援券交付事業
 (子育て支援講座)に係る応援券利用協定書

練馬区を甲、_____を乙とし、甲乙間において以下の条項により、甲が実施する令和 7 年度 練馬区子育てスタート応援券交付事業(子育て支援講座)の実施に関する協定を締結する。

(用語の定義)

第 1 条 本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

「事業」とは、「練馬区子育てスタート応援券交付事業」をいい、練馬区子育てスタート応援券交付事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づく事業をいう。

「応援券」とは、要綱第 1 条に規定するものとする。

「利用者」とは、要綱第 3 条に規定する者とする。

「講座」とは、要綱第 4 条第 6 号に定めるものとし、本協定においては第 3 条に定める事業をいう。

「利用料金」とは、1 回の講座の受講に係る利用者負担額をいう。

(事業の目的)

第 2 条 乙は、要綱第 1 条に記載の事業目的を達成するため、必要な講座を実施する。

2 乙は、広く誰でも参加することのできる講座を実施することとし、特定の個人や団体を対象としてはならない。

3 乙は、講座を実施するにあたり、政治、宗教活動を行ってはならない。

(講座の内容)

第 3 条 乙は、乙が用意する施設において、利用者に次の利用料金で講座を実施する。

講座名	実施場所(住所)	所要時間/回	利用料金
	下記参照	分	円
		分	円

<実施場所>

<講座内容>

(応援券の受領等)

第 4 条 乙は、利用者から応援券の提出があったときは、利用者の子の氏名、生年月日、有効期限を確認したうえで受領し、当該応援券の裏面に事業者名を記入したうえで講座

を実施する。

- 2 前項において、1回の講座につき受領できる応援券は1枚とする。
- 3 前項において、応援券1枚で利用できるのは、利用料金のうち2,000円を上限とし、それをこえる金額については、乙が利用者から徴収するものとする。
- 4 利用者が協定内容以外の物品または労力等の提供を求めた場合、そのための経費は乙がその利用者に請求し、直接受領するものとする。

(応援券の交付事務等)

第5条 利用者に対する講座の名称等の案内および応援券の交付等の事務は、甲が行うものとする。ただし、各講座の実施日時、実施場所等の具体的内容の周知については乙が行うものとする。

- 2 乙は、前項における周知について、乙が作成するホームページにて行うものとする。

(請求方法および支払)

第6条 甲は、乙の請求により、第3条の利用料金(消費税含む。)のうち応援券で利用できる金額に枚数を乗じた金額を支払うものとする。

- 2 乙は、利用者が提出した前月分の応援券および甲が指定する報告書を一括し、毎月10日までに請求書を添え、甲に請求するものとする。
- 3 前項の請求にあたっては、直接持参するか特定記録郵便を用いることとする。また、請求までの管理にあたり、施設間で移動する必要が生じた場合も同様の方法を用いることとする。
- 4 甲は、乙からの請求に対して、請求を受けた日から30日以内に乙の指定する口座に振り込むものとする。

(利用料金の改定)

第7条 講座の利用料金が改定されたときは、第3条に定める利用料金を甲乙の協議のうえ改定することができる。

(事業計画)

第8条 乙は、甲が指定する期日までに甲が指定する事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 甲および乙は、前項の事業計画書の内容を変更しようとするときは、甲乙協議の上、その内容を決定するものとする。

(点検、指導、勧告、評価)

第9条 甲は、各施設への立ち入り等により、講座の実施状況の確認および個人情報の管理状況の点検等ができるものとする。

- 2 前項による点検に際し、甲は、随時乙に対して報告および説明を求め、必要な指導を行うことができる。
- 3 前項による指導の結果、乙が事業を適正に実施していない場合、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。
- 4 乙は、前項により業務改善の勧告を受けた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 甲は、乙の実施状況、個人情報の管理状況および業務改善状況等により評価するものとする。

(研修)

第 10 条 乙は、甲が実施する児童虐待防止に関する研修を受講することとする。また、その内容を従業者の者に対し周知するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

- 第 11 条 乙は、別紙「情報の保護および管理に関する特記事項」に規定の事項、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月練馬区条例第 46 号）その他関係法令等で求められる個人情報の安全管理措置について遵守することとし、甲が指定する様式を用いて宣誓するものとする。
- 2 乙は、個人情報の取り扱い等について、甲が提供する教材等を用いて従事する者に対し教育を行うものとし、甲が指定する様式を用いて報告するものとする。
 - 3 乙は、個人情報の取り扱い等について、管理責任者を選任するものとし、甲が指定する様式を用いて報告するものとする。
 - 4 乙は、事業の実施により利用者から受け取る応援券について、施錠できるキャビネット等に保管し、むやみに外に持ち出してはならない。

(災害時等の対応)

- 第 12 条 乙は、災害その他の事故または施設の管理上の支障等により講座を利用させることができないときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 2 乙は、地震、火災、爆発等が生じた場合を想定し、あらかじめ避難行動を決めておくものとする。

(損害賠償)

- 第 13 条 講座の受講に際し起こった事故等については、すべて乙と利用者の間において解決するものとし、速やかに甲へ報告するものとする。
- 2 乙は、講座の受講に際し起こった事故等に備え、しかるべき保険に加入するものとする。

(苦情対応)

第 14 条 利用者等からの苦情、トラブル等への対応は原則として乙の責任で行うこととする。

(アンケート等の実施)

第 15 条 乙は、甲が利用者を対象としたアンケート調査等を実施する場合、アンケートの配付およびアンケートの回収等に協力をすることとする。

(協定の変更)

第 16 条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、この協定の内容を変更することができる。

(協定の休止)

第 17 条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、協定期間内に限り、この協定を休止することができる。

(協定の解除)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、協定を解除することができるものとする。

本協定の内容を履行せず、本事業の運営に支障をきたしたとき。

甲の信用を失墜させるような行為があったとき。

申請内容に虚偽の申し出があったとき。

甲の事務事業の執行上必要が生じたとき。

(協定解除の申し出)

第 19 条 乙は、乙の都合でこの協定を解除する必要が生じたときは、原則として解除を予定する日の 3 か月前までに理由を付して、甲にその旨を申し出なければならない。
なお、翌年度以降の協定を締結しない場合も同様とする。

2 前項により、協定を解除する場合は、利用者への周知等について、乙は甲の指示に従うこととする。

(協定の譲渡等)

第 20 条 乙は、この協定から生ずる権利、義務を甲の承認なしに第三者に譲渡しまたは担保に供することができないものとする。

(秘密の保持等)

第 21 条 乙は、この協定の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏

らしてはならない。また、協定期間満了後も同様とする。

- 2 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(協定の期間)

第 22 条 この協定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(協定締結の継続について)

第 23 条 甲は、原則として第 9 条による評価により、乙との協定締結の継続を判断するものとする。ただし、甲の事情により事業の実施の継続が見込まれない場合等についてはこの限りではない。

- 2 甲は、次年度協定を締結する意思があるかについて、協定期間満了日の 3 か月前までに乙にその旨申し出るものとする。

(障害を理由とする差別の禁止)

第 24 条 練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成 28 年 3 月 10 日 27 練福障第 2089 号)を踏まえ甲と同等の合理的配慮の提供を行うものとする。

(協議)

第 25 条 この協定の条項に定めのない事項及びこの協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定の証として本証書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 所在地 東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号
名 称 練馬区
代表者 練馬区長 前川 耀男

乙 所在地 _____
名 称 _____
代表者 _____